7	茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
	三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
	和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
	山口県	下関市（旧下関市に限る。）
	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
	愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧瀬戸町、旧三崎町に限る。）、愛南町
	高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
	福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ケ岳町に限る。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。）、芦北町、津奈木町
	大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
	宮崎県	宮崎市、延岡市（旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。）、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市（旧山之口町、旧高城町に限る。）、小林市（旧野尻町に限る。）、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。）、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、姶良市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村

備考　この表に掲げる区域は、平成27年４月１日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年８月１日における旧行政区画によって表示されたものとする。

○国土交通省告示第百六十七号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)の規定に基づき、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準

1　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。ただし、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の単位住戸（同号イ(1)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している場合を除く。

(1)　断熱構造とする部分

外皮については、地域の区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第２項第２号イ(1)の地域の区分をいう。以下同じ。）に応じ、断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次のイからヘまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

イ　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同様の空間の居室に面する部位以外の部位

ロ　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

ハ　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ

ニ　玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分

ホ　断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分

ヘ　単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

(2)　外皮の断熱性能等に関する基準

外皮（開口部を除く。）を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイ又はロに定める基準及びハに定める基準によること。

イ　外皮の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造等の単位住戸にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた外皮の熱貫流率（内外の温度差１度の場合において１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。）が、その他の単位住戸にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した外皮の熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

単位住戸の種類	断熱材の施工法	部位	熱貫流率の基準値（単位　１平方メートル１度につきワット）			
			地域の区分			
			１及び２	３	４、５、６及び７	８
鉄筋コンクリート造等の単位住戸	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.53
		壁	0.39	0.49	0.75	